

令和7年度 南部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ・いじめは決して許されないことである。
- ・兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。
- ・いじめはどの学校でも起こり得るものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

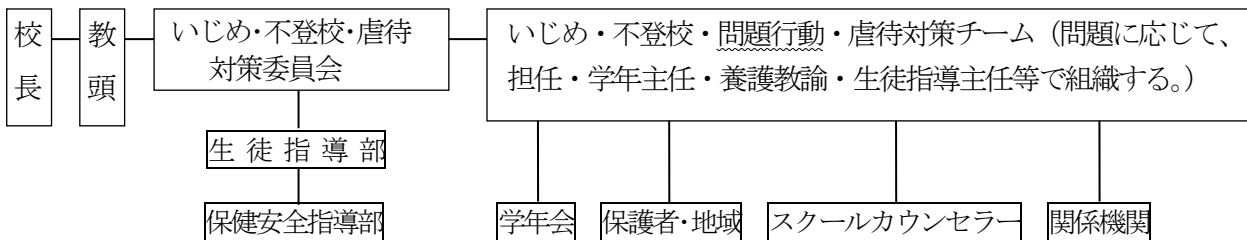
ということを念頭に置き、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し合い、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証をし、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。※複数で対応に当たる。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・共感的な人間関係で結び付いた安らぎのある学級づくりに努め、気兼ねなく話し合い、助け合って生活していくことのできる人間関係を培う。

- ・よく分かる楽しい授業を心がけるとともに、児童の活動や努力を認めたり、他の考えを尊重し、よさを見つけ温かく受け止める姿勢をもつように働きかけたりして、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・児童が存在感を感じる魅力ある学級・学年・学校づくりに努める。
- ・身近に起きる問題を児童自身の問題としてとらえさせ、自ら考え、判断し、実行する自己決定の場を大切にし、主体性を育む。
- ・学級会や児童会等の組織を活用し、人間関係をつくり上げる力や人を思いやる心を養うとともに、児童が自主的・主体的に問題を解決できるように指導する。
- ・携帯電話・スマホやインターネットについての取り扱いやマナーなどの情報モラルについて、児童への指導を継続的に行うと共に、保護者への周知徹底を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・児童と教師が触れ合う機会を積極的に増やして実態把握に努める。
- ・いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年5回)し、児童のサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、相談しながら対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止・早期発見に取り組む。